

高梁市は子育て世帯向け賃貸共同住宅の整備を推進し、支援します

◀ 対象となる方及び対象住宅 ▶

○市内に世帯向けの賃貸共同住宅を整備する個人、会社等（※ただし、市税等を完納していること）

【対象住宅】

- 市が指定する区域への建設であること
（指定する区域：都市計画区域、備中広瀬駅・木野山駅・備中川面駅周辺、各地域局周辺）
 - 1棟当たり2戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅であること
 - 1戸当たり55㎡以上の住戸専用面積があること
 - 専用駐車場が各1台以上確保されていること
 - 各戸に玄関、トイレ、浴室及び台所等が設置されていること
- ※その他の要件等、詳しくは下記までお問い合わせください。

○助成金交付決定年度の翌年度以内に登記を完了すること

◀ 助成対象経費 ▶

助成対象となる住戸部分に係る建設費一式（用地取得費、既存建物除去費を除く）

（助成対象となる住戸：戸当たり55㎡以上の住戸専用面積を有するもの）

◀ 助成額 ▶

建設費用の 1/10 以内	上限 100 万円/戸	戸あたり 最大 120 万円
次の場合は上限額に加算	市内業者による建設	10 万円/戸
	居住誘導区域内への建設	10 万円/戸

ただし、1申請あたりの助成金総額は1,000万円を限度とする

◀ 申請手続き ▶

申請時期：住宅建設工事の請負契約後、工事に着手する前（用地取得を伴う場合は売買契約を完了していること）

必要書類：交付申請書、住民票謄本（法人の場合は登記事項証明書）、

工事請負契約書の写し、住宅平面図、着工前の写真、

市税等の完納証明書、本人確認書類

宅地の登記簿謄本（登記が完了していない場合は土地の売買契約書の写し）

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

※この制度は令和7年度のものであり、次年度以降、内容の見直しを行う場合があります。